（業務の適正を確保するための体制の運用状況）

１．当社の内部統制システム整備に関する基本的な考え方

当社は、取締役会が定めた内部統制システム基本方針に従い、当社グループの内部統制システムの整備・運用状況を評価し、改善措置を講じています。また、取締役会は、代表執行役共同社長からの報告等を通じて設定された内部統制システムの運用状況を確認し、経営環境の変化に照らした見直しがなされるよう代表執行役共同社長の監督に努めています。

２．執行役の職務執行に関する事項

（１）効率性の確保

(a) 当社取締役会は、2023年度に引き続き、業務執行に係る重要な決定を代表執行役共同社長２名に委譲し、各共同社長は、グローバルな事業オペレーション、または、M&Aの推進・財務政策や資金調達を含むコーポレート機能を担当すること、また、常務執行役 GCは、共同社長体制によるグループ経営のガバナンス（内部統制を含む）の支援を担当することを明確にし、執行の効率性を確保しました。

(b) 代表執行役共同社長は、パートナー会社グループに対して「信頼」をもとに自主性および自律性を尊重しつつ権限委譲し、各パートナー会社グループが、それぞれの内部統制システムを運用しつつ、事業経営に注力できる体制を確保しています。

(c) 取締役会は、定期的にまたは必要に応じて代表執行役共同社長から職務執行状況の報告を受けるとともに、重要案件や中期経営方針の実行等に向けた適切な審議を行い、代表執行役共同社長に助言しています。なお、当社は取締役会が策定した中期経営方針を2024年４月に公表し、取締役会は代表執行役共同社長による当該方針の実行に対して適切な助言等を行っています。

（２）関連情報の保存・管理

当社は、情報管理、情報セキュリティ、インサイダー取引防止等について、より実効性を確保できるようそれらの社内規程・情報管理体制を適宜見直しています。また、取締役会等の重要会議の議事録等のほか、電子稟議の電磁的記録等の職務執行に関する各種情報を適切に保存・管理し、取締役が必要に応じて閲覧できるデータベースを構築・運用しています。

なお、2024年度はグローバルインサイダー取引防止規程の運用体制の実効性向上を図るため、当該規程の適用範囲や諸手続きのプロセス等を見直し、2024年６月に改正規程を施行しました。

３．企業集団の業務適正確保に関する事項

（１）グループ運営体制

(a) 当社は、当社が支配会社と取引を行う際には、独立社外取締役が過半数を占める取締役会等または特別委員会等の承認を得ることを取締役会規則およびコーポレート・ガバナンス方針に明記しており、支配会社との関係の公正性、適正性を確保しています。

(b) 当社は、グローバルリスクマネジメント基本方針に基づき、年１回、各パートナー会社グループによるリスクマネジメントに関する自主点検の結果報告を受けており、代表執行役共同社長がこれらのリスクマネジメント活動を統括することで、グループ全体の業務の適正を確保しました。

(c) 当社の代表執行役共同社長は、当社グループの重要な子会社の取締役会および必要に応じて経営会議に参加することで、これらの業務執行を監督しました。

(d) 当社は、パートナー会社グループの長の評価にあたっては、財務的要素および内部統制に関する責務の達成度等の非財務要素を勘案し、パートナー会社グループの長

の選解任を適切に決定しました。

(e) 監査部は、各拠点による内部統制システムに係る重要リスクを分析の上、その結果を各地域の内部監査部門に還元し、グループ全体としてのリスク認識を共有するとともに、各地域の内部監査計画に反映させ、その内部監査報告を通じて、当社グループの内部統制システムの実効性を監視しています。

（2）リスクマネジメント体制

(a) 当社は、グローバルリスクマネジメント基本方針に基づき、年１回、各パートナー会社グループによるリスクマネジメントに関する自主点検の結果報告を受けており、リスクマネジメントを統括する代表執行役共同社長は、その結果を取締役会に報告しました。

なお、2023年度からは、昨今リスク認識が高まっているサイバーリスクに対応すべく、点検項目を追加しています。

(b) 当社は、グローバルリスクマネジメント基本方針に基づき、各パートナー会社グループから一定の影響度を持つリスク顕在化事項について適時報告を受けており、適切に対応しました。

(c) 当社は、各パートナー会社グループによるリスクマネジメントに関する自主点検の結果報告を受け、各パートナー会社グループに、より実効性のある内部統制システムへの改善や整備を促しました。なお、当期はグローバルリスクマネジメント委員会で審議すべき事案はありませんでした。

（3）コンプライアンス体制

(a) 当社は、日本ペイントグループ　グローバル行動規範を基軸とし、当社グループの役職員が事業の推進に際してこの行動規範を尊重して行動することを求め、その遵守体制がパートナー会社グループ毎に整っているか、年1回の自主点検を通じてモニターし、問題があれば代表執行役共同社長から指摘・指導する体制としています。

(b) 当社は、適正な財務報告等を実施するため、財務報告に係る内部統制の評価を実施し、その適正性を確保しています。

(c) 当社は、内部通報窓口　グローバル基本方針に、設置すべき通報窓口の原則条件を定め、これに則り、パートナー会社グループ毎に、社員が利用できる内部通報窓口を設置しています。その運用状況については、年1回各パートナー会社グループから当社が報告を受ける体制としています。

４．監査委員会の職務執行等に関する事項

（1）補助担当部門の設定と独立性確保

(a) 当社では、監査部が監査委員会の活動を補助する役割を担っています。監査部は監査委員会の事務局業務を担当するほか、監査委員会の指示の下、監査の対象となる事項の調査、分析、報告を行い、また、各地域の内部監査部門が実施する監査活動を統括することによりグローバル内部監査体制の構築を実施しています。監査部には代表執行役共同社長と監査委員会へのデュアルレポートラインを設定し、執行からの独立性を確保しています。

(b) 監査委員会は、監査委員会規則において、監査部長の人事権に関わる事項、監査部の基本方針、監査計画、予算等に関する監査委員会の同意権限を定めるとともに、監査に関する監査委員会の指示が、代表執行役共同社長の指示より優先することを定めています。

（2）監査委員会への報告体制

(a) 監査委員会は、当社の取締役、執行役およびパートナー会社グループの経営陣等と意見交換を積極的に行い、会社が対処すべき課題および職務執行の状況等について確認するとともに、各地域の内部監査部門および日本地域においてはパートナー会社の監査役から定期的に監査結果の報告を受けています。

(b) 当社は、グローバルリスクマネジメント基本方針に則り、当社グループの業務または財産に重大な損害をおよぼす恐れがある事態（法令違反や重大事故を含む）を認識した当社グループの役職員が、監査委員会および各地域の内部監査部門に対し、遅滞なく報告する体制を整備しています。

(c) 監査委員会は、会計監査人、監査部長が出席する三様監査会議を定期的に開催し、監査を通じて認識した問題点等について情報共有と意見交換を行っています。また、主要な海外パートナー会社の会計監査を担当する各地の現地監査法人に対しても、監査委員会として直接インタビューを行い、担当するパートナー会社における監査上の発見事項、財務・税務上のリスク、現地経営層と当社会計監査人とのコミュニケーション状況などの議論により、リスク要素の把握と現地監査法人の職務執行状況の確認を行っています。

(d) 当社は、内部通報窓口 グローバル基本方針を定め、監査委員会や監査部に報告を行った者、内部通報制度を通じて報告を行った者に対して不利な取扱いを行うことがないよう、周知徹底しています。

(３)監査委員会の監査の実効性確保

(a) 監査委員会は、代表執行役共同社長と定期的な会合を持ち、職務執行状況、会社が対処すべきリスク、監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っています。

(b) 監査委員会は、監査部より各地域の内部監査部門が行った監査結果の報告を定期的に受けるとともに、年2回開催する、国内外の主要なパートナー会社の内部監査関係者が一堂に会するGroup Audit Committeeでは、内部監査やリスクマネジメントのベストプラクティスを共有しています。また、日本地域においてはパートナー会社の監査役とは、監査を通じて認識した問題点などについて情報共有と意見交換を定期的に行っています。監査委員会は、これらの活動を通じて、各拠点が実施する監査の結果に基づく「Audit on Audit」によるグループ監査体制の強化および監査の実効性の向上に継続的に取り組んでいます。

(c) 監査委員会は、監査部長に指示し、監査委員会が重要と認める会議に出席させ、または会議資料、議事録および重要な決裁記録等の確認結果の報告を受けることを通じて、経営の意思決定プロセスの適正性を監査しています。

(d) 当社は、監査委員会の職務の執行に必要な費用については、請求があり次第速やかに応じ、その活動が制約なく行われるようにしています。